

新上五島町産業起業支援補助金（制度概要）

- 1 補助対象者は、町税等（使用料等も含む）の未納がなく、
 - 1) 町内に住所を有し、新たに事業や特産品開発に取り組む人及び団体
 - 2) UIターン者で今後3年以上居住することを申し出た人で（1）に取り組む人
 - 3) 町内に住所を有し、既に事業を営んでいる人で、新たな事業及び特産品開発に取り組む人
- 2 対象事業は、地域資源を活用した新たな事業や新たな特産品開発等です。
既存の特産品等の製造等の事業に新たに取り組む場合も補助対象となります。
- 3 補助金は、上限を100万円で、補助金額の1/2を前金払いで受けることができます。
- 4 補助期間は、3年間です。
 - 1) 1年目の補助率は3/4です。
 - 2) 2・3年目の補助率は1/2です。
 - 3) 既に事業を行っている人が、新たな事業に取り組む場合は、補助期間は2年間です。
 - 4) 既存の事業及び特産品の場合は、前記の補助率に3/4が乗じられます。
- 5 補助金は、年額100万円が上限です。
- 6 事業を中止又は廃止した場合、その年の補助金は、受給することができません。
但し、既支給年分については、返還の必要はありません。
（1年目の場合、前払いを受けていた補助金は、全額返還することになります。）
- 7 3年間の内に事業を中・廃止した人は、以後この補助金を受けることはできません。
- 8 本補助制度は、3年間の時限補助制度です。但し、最終年度に認定されても3年間は補助を受けることができます。
- 9 その他

法律、条例等に違反しない事業であること。

 - 1) 許認可が必要とされる事業にあっては、許認可が必要です。許認可が得られない場合及び許認可の手続きをとらない場合は、補助対象となりません。
 - 2) 風営法等他の法律に抵触する事業や青少年の健全育成に不適と思われる事業等は補助対象としません。

単なる研究、視察は補助対象外です。また、パッケージの製作や備品購入のみ等単一の事業内容の事業も補助対象外となります。

（参考：補助率）

補助率区分	新たな事業・特産品			既存の事業・特産品（×3/4）		
	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目
事業を行っていない人 （初めて事業を始める人）	3/4 (0.75)	1/2 (0.5)	1/2 (0.5)	9/16 (0.5625)	3/8 (0.375)	3/8 (0.375)
既に何かの事業を行っている人	3/4 (0.75)	1/2 (0.5)	補助なし	補助なし		